

議案第47号

飯能市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

飯能市介護保険条例（平成12年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「令和元年度及び」を削り、「25,159円」を「20,127円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び」を削り、「25,159円」を「20,127円」に、「38,577円」を「30,191円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び」を削り、「25,159円」を「20,127円」に、「48,641円」を「46,964円」に改める。

附則第6条中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第6条の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の飯能市介護保険条例（以下「改正後の条例」という。）第3条の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 改正後の条例附則第6条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

令和2年6月5日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
(保険料率等)	(保険料率等)
第3条 省略	第3条 省略
2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>20, 127円</u> とする。	2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和元年度及び</u> 令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>25, 159円</u> とする。
3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「 <u>20, 127円</u> 」とあるのは、「 <u>30, 191円</u> 」と読み替えるものとする。	3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和元年度及び</u> 令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「 <u>25, 159円</u> 」とあるのは、「 <u>38, 577円</u> 」と読み替えるものとする。
4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「 <u>20, 127円</u> 」とあるのは、「 <u>46, 964円</u> 」と読み替えるものとする。	4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和元年度及び</u> 令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「 <u>25, 159円</u> 」とあるのは、「 <u>48, 641円</u> 」と読み替えるものとする。
5 省略	5 省略
附 則	附 則
(延滞金の割合の特例)	(延滞金の割合の特例)
第6条 当分の間、第7条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、	第6条 当分の間、第7条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、

同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下の條において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

第十条中、「第一百二十二条の三第一項並びに第一百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金」を「並びに第一百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金の総額、法第一百二十二条の三第一項の規定による交付金の額のうち介護保険事業に要する費用の額に充てるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額」に改める。

附 則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 加藤
内閣総理大臣 安倍 晋三

参考

政令第九十八号

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令
内閣は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百二十二条の三、第一百二十九条第二項、第一百四十六条並びに第一百四十七条第一項及び第二項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

（介護保険法施行令の一部改正）

第一条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第三項第二号中「法第二十二条の三第一項並びに法第二十三条第三項及び第四項の規定による交付金」を「並びに第一百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金、法第二十二条の三第一項の規定による交付金（介護保険事業に要する費用に充てるべき部分に限る。）」に改め、同条第十項中「十分の一・二五」を「十分の二」に改め、同条第十一項中「十分の一・二五」を「十分の二・五」に改め、同条第十二項中「十分の〇・二五」を「十分の〇・五」に改める。
第三十九条第五項中「十分の一・二五」を「十分の二」に改め、同条第六項中「十分の一・二五」を「十分の二・五」に改め、同条第七項中「十分の〇・二五」を「十分の〇・五」に改める。
附則第二十一条の見出し、同条第一項及び第二項、附則第二十二条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「平成三十一年七月三十一日」を「令和二年七月三十一日」に改める。

（介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第二条 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第二項中「法第二十二条の三第二項に規定する交付金」を「前項の都道府県保険者機能強化推進交付金」に改め、「よる事業」の下に「を支援するため、当該支援及び事業」を加え、同項を同条第五項とし、同条第一項中「法第二十二条の三第一項に規定する交付金」を「前項の市町村保険者機能強化推進交付金」に「この項」を「この条」に改め、「関する取組」の下に「を支援するため、当該取組」を加え、同項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

3 第一項の市町村介護保険保険者努力支援交付金は、毎年度、被保険者の要介護状態等との予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に関する取組のうち、法第二百五十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業及び同条第二項第三号から第六号までに掲げる事業に係る取組を支援するため、当該取組を行う市町村に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該取組の状況に応じて交付する。

4 法第二十二条の三第二項に規定する交付金は、都道府県保険者機能強化推進交付金及び都道府県介護保険保険者努力支援交付金とする。

第一条の四に第一項として次の二項を加える。
法第二十二条の三第一項に規定する交付金は、市町村保険者機能強化推進交付金及び市町村介護保険保険者努力支援交付金とする。

第一条の四に次の二項を加える。

6 第四項の都道府県介護保険保険者努力支援交付金は、毎年度、法第二十条の二第一項の規定による支援及び同条第二項の規定による事業（市町村が行う都道府県に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該支援及び事業を行なう都道府県に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該支援及び事業に係る取組の状況に応じて交付する。
第六条第五項第一号中「交付金の額」の下に「のうち介護保険事業に要する費用の額に充てるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額」を加える。
第七条第二項中「、第二百二十二条の三第一項並びに第一百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金の額」を「並びに第一百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金の額、法第二十二条の三第一項の規定による交付金の額のうち介護保険事業に要する費用の額に充てるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額」に改める。

御名 御璽

令和二年三月三十日